

西農水第2626号
令和8年1月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 高橋 敏明

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	石根地区 (安井、明穂、西大頭、中大頭、東大頭、妙口上、妙口下、妙口原、都谷、大郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【都谷】 現在の集落内経営体の平均年齢は68.9歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は72.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約40%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 都谷集落には、畠が約15.2ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約0.3ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畠の規模拡大要望者はおらず、畠の担い手が不足している。
【妙口原・上・下】 現在の集落内経営体の平均年齢は70.8歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は75.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約48%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まる予想される。 妙口原・上・下集落には、畠が39.0ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約2.3ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畠の規模拡大要望者はおらず、畠の担い手が不足している。
【大郷】 現在の集落内経営体の平均面積は73.4歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は78.3歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約55%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 大郷集落には、畠が約92.2ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積が約3.9ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畠の規模拡大要望者はおらず、畠の担い手が不足している。
【中・東大頭】 現在の集落内経営体の平均年齢は73.9歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は78.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約52%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まる予想される。 中・東大頭集落には、畠が約10.6ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.0ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畠の規模拡大要望者はおらず、畠の担い手が不足している。

【西大頭】

現在の集落内経営体の平均年齢は72.1歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は76.7歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約51%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まると予想される。

中・東大頭集落には、畠が約20.7ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.1ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畠の規模拡大要望者はおらず、畠の担い手が不足している。

【明穂】

現在の集落内経営体の平均面積は71.8歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は76.0歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約59%がの農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まると予想される。

明穂集落には、畠が約18.0ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.5ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畠の規模拡大要望者はおらず、畠の担い手が不足している。

【安井】

現在の集落内経営体の平均年齢は72.4歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は77.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約41%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が既に始まっていると予想される。

安井集落には、畠が約26.1ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.0ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畠の規模拡大要望者はおらず、畠の担い手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【都谷】

現在の担い手への貸付意向農地面積は0.5ha(田:0.2ha、畠:0.3ha)となっており、水田については集落の農地を耕作している他集落在住の中心経営体((農)あぐりサポートいわね、(農)北川)へ集約を図るほか、新たに規模拡大する中心経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

畠の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【妙口原・上・下】

現在の担い手への貸付意向農地面積は6.8ha(田:4.5ha、畠2.3ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者及び入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、新たに規模拡大する中心経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

畠の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【大郷】

現在の担い手への貸付意向農地面積は4.4ha(田:0.6ha、畠:3.9ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、新たに規模拡大する中心経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

畠の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【中・東大頭】

現在の担い手への貸付意向農地面積は1.8ha(田:0.8ha、畠:1.0ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備事業のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

畠の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【西大頭】

現在の担い手への貸付意向農地面積は2.1ha(田:1.0ha、畑:1.1ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【明穂】

現在の担い手への貸付意向農地面積は2.2ha(田:0.7ha、畑:1.5ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【安井】

現在の担い手への貸付意向農地面積は1.1ha(田:0.0ha、畑:1.0ha)となっており、水田については担い手への貸付意向がほとんどないが、今後担い手への水田の貸付意向があった場合は、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備事業のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	258 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	258 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、県営ほ場整備事業の実施地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の実施に向けた取組を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の効率化等を図るため各種補助事業等を活用しスマート農業の導入を推進する。
- ⑨今後の高齢化による労働力不足を補うため農福連携の取組を推進する。